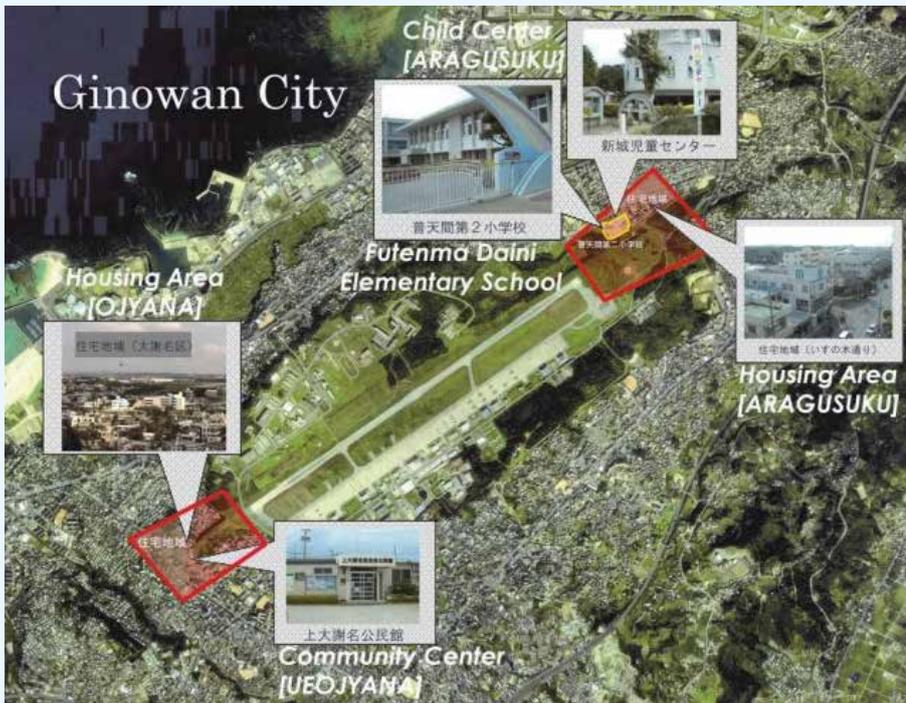


平成19年12月 ◆クリアゾーンの存在が明らかに



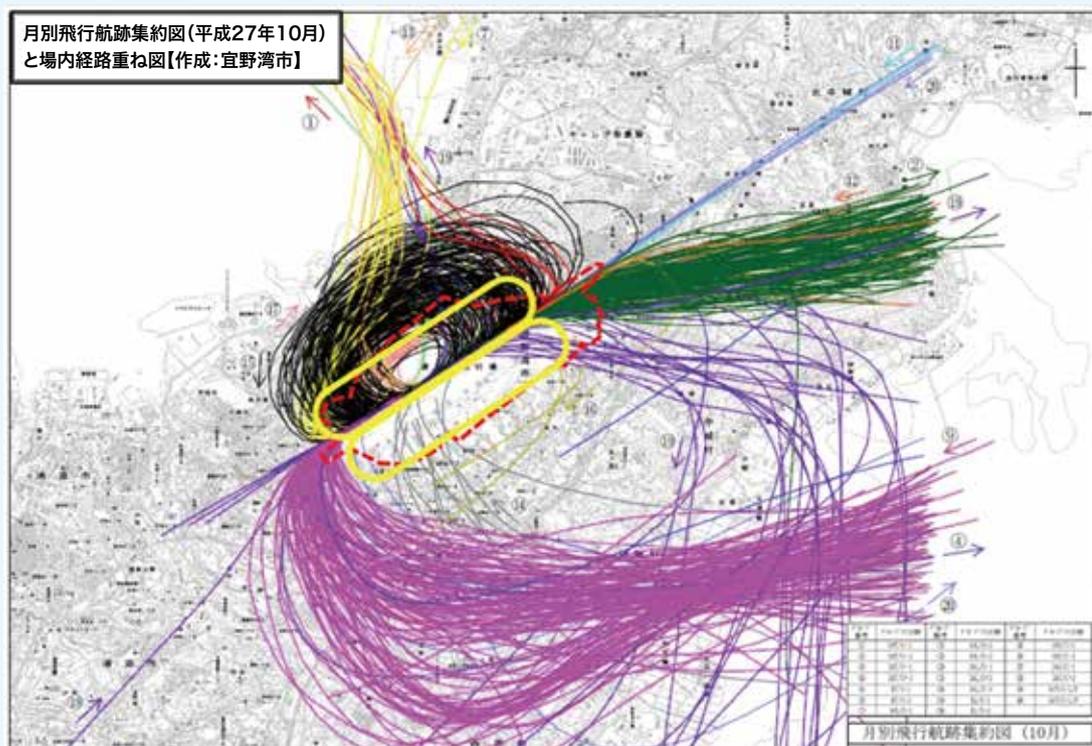
平成19年12月、本市が入手した「海兵隊航空基地普天間飛行場マスタープラン」によって、普天間飛行場におけるクリアゾーン（土地利用禁止区域）の存在が明らかになりました。

マスタープラン内では「障害物を排除し離発着の際の安全を確保するためのエリアである」と記述されていますが、クリアゾーンは大きく基地外の住民地域に張り出しており、そこには普天間第二小学校を始め、多くの施設があり、約3,600人もの住民が居住しております。

平成27年9月 ◆日米地位協定の環境補足協定の締結

日米両政府は、日米地位協定の発効後初めてとなる環境補足協定に合意し署名しました。これにより、これまで規定のなかった環境事故発生時の日本側の調査と、返還の約7ヶ月前から現地調査を行うことが可能となりました。また、嘉手納以南の返還における立入りについては、日米間で別途合意すれば7ヶ月より前に立入りが可能となりました。しかしながら、立入り調査に関しては米軍の裁量に委ねられているところもあり懸念が残る部分もあることから、本市としましては、実効性のある運用がなされていくよう求めてまいります。

平成28年9月 ◆普天間飛行場における回転翼機の飛行状況調査結果発表（H27年4月～H28年3月）



左の図は、平成28年に沖縄防衛局が発表した回転翼機の月別飛行航跡集約図の抜粋となっています。調査結果は、場周経路をはみ出した飛行数及び遵守している飛行数が示されておらず、調査対象に固定翼機が含まれていないことなど、普天間飛行場の周辺の実態を示すものとは言い難いものとなっております。さらに、調査結果に場周経路を当てはめてみると、その多くが場周経路を逸脱していることが確認できます。